

## 野田市農業委員会総会会議録（第3回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和4年3月8日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所8大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番 石 山 幹 雄	2 番 石 山 高 弘
4 番 川 辺 茂	5 番 筑 井 正
6 番 古 谷 文 夫	7 番 齊 藤 和 夫
8 番 石 塚 正 夫	9 番 染 谷 美 佐 夫
10 番 針ヶ谷 久 翁	11 番 鳩 貝 直 子
13 番 吉 岡 清 美	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農用地利用配分計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農用地利用集積計画の中途解約について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司

**議長** ただいまから令和4年第3回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、3番、藤井愛子委員、病気のため、12番、宇佐見委員、所用のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

8番 石塚 正夫 委員

10番 針ヶ谷 久翁 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で561平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年2月25日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

**筑井委員** 今月は2班が担当で、3月3日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から6番、議案第2号申請番号1番、5番から6番については石塚委員、議案第1号申請番号7番から13番、議案第2号申請番号2番から4番、7番から8番については染谷委員が、ご報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について石塚委員から報告をお願いします。

**石塚委員** 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、上花輪字大和田の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で3570平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石塚委員** 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、目吹字宮作の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1265平方メートル、田1筆で2551平方メートル、合計3筆で3816平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石塚委員** 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、目吹字下夕村の畑2筆、目吹字西坪前の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 1540 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石塚委員** 議案第 1 号申請番号 5 番について報告します。

申請地は、今上字五尺道下の田 1 筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 3320 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、不用のため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 2 月 25 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石塚委員** 議案第 1 号申請番号 6 番について報告します。

申請地は、今上字三尺道上の田 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で2026平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、移動時間もかかり植栽を止めるため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年2月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第1号申請番号7番について報告します。

申請地は、中里字内宿の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号8番は議案第3号「農用地利用集積計画について」の申請番号10番から14番と不可分の案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号8番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で370平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年2月21日に受付をしております。

次に議案第3号申請番号10番から14番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

野田市長より令和4年2月28日付けで、令和3年度第11次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

3年の使用貸借権設定が畑5筆で2800平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第1号申請番号8番について報告します。

申請地は、尾崎字堀尻の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 9 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 9 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 2120 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 2 月 22 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第 1 号申請番号 9 番について報告します。

申請地は、東金野井字白旗の畑 2 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 10 番についてご説明いたします。

申請地は、田 2 筆で 4244 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢による農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 2 月 25 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第 1 号申請番号 10 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬新田の田 2 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 3793 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第 1 号申請番号 11 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬新田の田 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 12 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 12 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 2028 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 2 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第 1 号申請番号 12 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号13番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号13番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1019平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年2月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第1号申請番号13番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号1番から3番、5番から13番及び議案第3号申請番号10番から14番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。



野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 4 番についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

申請地は、田 7 筆で 8042 平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 2 月 22 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石塚委員** 議案第 1 号申請番号 4 番について、報告します。

申請地は、目吹字西坪前の田 4 筆、目吹字砂田の田 1 筆、目吹字目吹新田の田 2 筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査報告の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号申請番号 4 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。  
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で254平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和4年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石塚委員** 議案第2号申請番号1番について報告します。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、砕石敷き均しにて、駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロック塀を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から6ページの申請番号8番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で214平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和4年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第2号申請番号2番について報告します。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋立ては行わず、砂利敷きにて、駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を柵で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑4筆で3185平方メートルとなっております。  
転用の目的は、地上権設定による太陽光発電施設用地です。  
令和4年2月24日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第2号申請番号3番について報告します。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、軽く転圧をかけるのみで、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号4番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で423平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和4年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 議案第2号申請番号4番について報告します。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑4筆で3299.44平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和4年2月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石塚委員** 議案第2号申請番号5番について報告します。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、砂利敷きにて、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、境界にコンクリートブロックを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑4筆で359.36平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅及び公衆用道路用地です。

令和4年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**石塚委員** 議案第2号申請番号6番について報告します。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、U字溝に放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、住宅ローンに関する書類が添付されており、必要な資力がある

と認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号7番から8番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号7番から8番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で1025.37平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による農業用倉庫及び加工場用地です。

令和4年2月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**染谷委員** 申議案第2号申請番号7番から8番について報告します。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、農業用施設のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、農業用倉庫及び加工場を建築する計画となっております。給排水関係は、給水は上水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、水路に放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号1番から5番、9番、15番から103番について先議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号「一般」の申請番号1番から5番、9番、15番から103番についてご説明いたします。

8ページから13ページをご覧ください。

野田市長より令和4年2月28日付で、令和3年度第11次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、1年の使用貸借権設定が畑8筆で4378平方メートル、1年6か月の貸借権設定が田1筆で2988平方メートル、2年6か月の使用貸借権設定が田3筆で8278平方メートル、3年の貸借権設定が畑6筆で3777平方メートル、4年の貸借権設定が畑1筆で552平方メートル、5年の貸借権設定が田9筆で6144平方メートル、畑51筆で42749平方メートル、10年の貸借権設定が田4筆で3089平方メートル、畑12筆で7398平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—



質疑なしと認めます。

これより議案第4号の「一般」の申請番号1番から5番、9番、15番から103番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案は、議案第4号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

なお、議案第4号については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号1番から26番について先議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号「中間管理」の申請番号1番から26番についてご説明いたします。

14ページから15ページをご覧ください。

野田市長より令和4年2月24日付けで、令和3年度第11次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、10年の賃借権設定が田21筆で35175平方メートル、10年の使用貸借権設定が田4筆で4781平方メートル、畑1筆で1531平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第4号申請番号1番から26番についてご説明いたします。

82ページから83ページをご覧ください。

野田市長より令和4年2月24日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**筑井委員** 賃料についてですが、米何キログラムという記載と米何俵という記載がありますが、

統一できませんか。

**事務局** キログラムで統一します。

他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号「中間管理」の申請番号1番から26番及び議案第4号の申請番号1番から26番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農用地利用集積計画について」の目吹互助、目吹代替地、船形互助、船形代替地、小山互助、小山代替地、木野崎互助を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、目吹代替地、船形互助、船形代替地の1番から28番、30番から193番、小山代替地の1番から9番、14番から52番、木野崎互助の1番から27番、29番から31番について先議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号「目吹代替地」、「船形互助」、「船形代替地」、「小山代替地」、「木野崎互助」についてご説明いたします。

野田市長より令和4年2月28日付けで、令和3年度第11次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

28ページから40ページをご覧ください。

目吹代替地でございますが、1年の賃借権設定が田184筆で332329平方メートルとなっております。

次に41ページから53ページをご覧ください。

船形互助でございますが、1年の賃借権設定が田229筆で409596平方メートルとなっております。

次に54ページから66ページをご覧ください。

船形代替地でございますが、1年の賃借権設定が田192筆で310560平方メートルとなっております。

次に75ページから78ページをご覧ください。

小山代替地でございますが、1年の賃借権設定が田48筆で100570平方メートルとなっております。

ます。

次に 79 ページ、80 ページをご覧ください。

木野崎互助でございますが、1 年の賃借権設定が田 30 筆で 61661 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号の目吹代替地、船形互助、船形代替地の 1 番から 28 番、30 番から 193 番、小山代替地の 1 番から 9 番、14 番から 52 番、木野崎互助の 1 番から 27 番、29 番から 31 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第 3 号「一般」の申請番号 6 番から 8 番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号「一般」の申請番号 6 番から 8 番についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の一般でございますが、5 年の賃借権設定が畑 3 筆で 3211 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号「一般」の申請番号6番から8番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第3号「目吹互助」、「木野崎互助」の申請番号28番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号「目吹互助」、「木野崎互助」の申請番号28番についてご説明いたします。

16ページから27ページをご覧ください。

目吹互助でございますが、1年の賃借権設定が田199筆で425776平方メートルとなっております。

次に80ページをご覧ください。

木野崎互助でございますが、1年の賃借権設定が田1筆で5071平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号「目吹互助」、「木野崎互助」の申請番号28番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第 3 号「船形代替地」の申請番号 29 番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号「船形代替地」の申請番号 29 番についてご説明いたします。

55 ページをご覧ください。

船形代替地でございますが、1 年の賃借権設定が田 1 筆で 1100 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号「船形代替地」の申請番号 29 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第 3 号「小山互助」、「小山代替地」の申請番号 10 番から 13 番を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号「小山互助」、「小山代替地」の申請番号 10 番から 13 番についてご説明いたします。

67 ページから 74 ページをご覧ください。

小山互助でございますが、1 年の賃借権設定が田 77 筆で 163088 平方メートル、畑 47 筆で 50809 平方メートルとなっております。

75 ページをご覧ください。

小山代替地でございますが、1 年の賃借権設定が田 4 筆で 10519 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号「小山互助」、「小山代替地」の申請番号 10 番から 13 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の申請番号 27 番を議題とします。

本案は、議案第 4 号「農用地利用配分計画について」の申請番号 27 番と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号「中間管理」の申請番号 27 番についてご説明いたします。

15 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、10 年の賃借権設定が田 1 筆で 1898 平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に議案第 4 号申請番号 27 番についてご説明いたします。

83 ページをご覧ください。

農地中間管理機構である千葉県園芸協会が農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号申請番号 27 番及び議案第 4 号申請番号 27 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

議案第 5 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 5 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてご説明申し上げます。

84 ページから 88 ページをご覧ください。

番号 1 番、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認でございます。

この確認につきましては、平成 7 年 4 月 12 日付け構造改善局農政部農政課長通知に基づき柏税

務署長より調査を依頼されたもので、この調査対象となる方々は、20年前に農地等の相続を受けた相続人が、相続税の申告を行う際、今後20年間農地を引き継いで、経営として継続しますとの約束のもとで、相続税の納税猶予の特例を受けて相続税の支払いを猶予されたものです。

今回、相続税の納税猶予の特例を受けた農地について、相続税の申告から20年間の経過するため、申告どおりの状況となっているか、それぞれの農地の地元農業委員、推進委員さんに現地確認をお願いしたものです。

この調査は、全筆を現地確認して、実際に農地として適正に管理し、農地として使用されているか否かを確認して、その結果を柏税務署長に回答するものです。以上でございます。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員による現地確認が行われています。

自席で結構ですので、順次ご報告をお願いします。

初めに、番号1番2番について吉岡委員よりご報告をお願いします。

**吉岡委員** 議案第5号番号1番2番について報告いたします。

84ページとなります。

令和4年2月9日に、事務局職員1名と番号1番、畑6筆、番号2番、田1筆について現地確認を行いました。

番号1番は、耕作中の農地及び肥培管理された畑で、農地として使用されていたことを報告いたします。

番号2番は、耕作中の農地で、農地として使用されていたことを報告いたします。

**議長** 次に番号3番について筑井委員よりご報告をお願いします。

**筑井委員** 議案第5号番号3番について報告いたします。

84ページから86ページとなります。

令和4年2月8日に、事務局職員2名と畑29筆、田16筆、合計45筆について現地確認を行いました。

現地は、耕作中の農地及び肥培管理された畑と田で、農地として使用されていたことを報告いたします。

**議長** 次に、番号4番5番について私より報告させていただきます。

87ページとなります。

令和4年2月3日に、事務局職員1名と番号4番、畑6筆、田1筆、合計7筆、番号5番、畑7筆について現地確認を行いました。

番号4番は、耕作中の農地及び肥培管理された畑と田で、農地として使用されていたことを報告いたします。

番号5番は、肥培管理された畑で、農地として使用されていたことを報告いたします。



**議長** 番号6番7番について川辺委員よりご報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第5号番号6番7番について報告いたします。

87ページから88ページとなります。

令和4年2月3日に、事務局職員1名と番号6番、畑9筆、田5筆、合計14筆、番号7番、畑8筆、田2筆、合計10筆について現地確認を行いました。

番号6番は、木間ヶ瀬字〇〇を除く農地は、耕作中の農地及び肥培管理された畑で、農地として使用されていたことを報告いたします。

木間ヶ瀬字〇〇の畑は、雑草が生えており農地として利用されていませんでした。

現地調査後、相続人に会い、本日、現地を確認したところ、農地として利用されていないため、利用状況は「自ら農地として使用していない」と柏税務署に回答します。

但し、回答期限が5月末なので、それまでに農地に復元するようであれば、復元後、再度現地調査を行うと伝えました。

相続人からは、復元は無理なため、現時点での利用状況で回答して下さいと返事をいただいたので、今回の総会で報告します。

番号7番は、耕作中の農地及び肥培管理された畑と田で、農地として使用されていたことを報告いたします。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査した委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案どおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第4号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告事項の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、2件受理しております。次に2ページから4ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、9件

受理しております。

次に5ページから10ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、20件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に11ページをご覧ください。

報告第4号 農用地利用集積計画の中途解約は、1件提出がありました。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後2時44分)